

第5章 計画の推進にむけて

1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策

障がいのある人の自立支援をさらに促進するために、以下に掲げる施策を展開し、障がい福祉サービス 及び 地域生活支援事業の円滑な利用促進に努めます。

① 相談体制の強化

中央市・昭和町障がい者相談支援センターを障がい者の自立と地域生活の推進を図るための拠点とし、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携してきめ細かな対応に努めます。また、障がいのある人が、障がい福祉サービスを安定して利用できるよう、サービス等利用計画の作成促進に向けた体制整備を図っていきます。さらに、市の障がい者相談員、民生委員・児童委員との連携により、障がいのある人を地域で見守る体制を進めていきます。

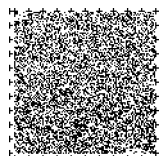
② 地域自立支援協議会の強化

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の構築のために、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関との協力体制の充実を図ります。また、障がいのある人のニーズや地域資源の現状を把握する中で見えてくる地域の課題を協議し、地域の社会福祉資源の開発や改善を働きかけて、地域のサービス提供体制の促進を進めていきます。

③ 就労支援の強化

公共職業安定所（ハローワーク）等と連携をとり、民間企業に障がいの特性や障がいのある人の生活や就労の実態を知ってもらうための啓発活動を通じて、障がいのある人の雇用促進をこれまで以上に強化していきます。

また、『障害者総合支援法』に位置づけられた就労支援施設においては、工賃をいかに確保するかが課題となっています。市においても中央市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を庁内に広く周知し、障害者福祉施設等からの物品購入や業務の請負に係る受注機会の拡大に努めます。



④ 支給決定における公正性・公平性の確保

『障害者総合支援法』に基づく自立支援給付を利用するには、18歳以上の障がいのある人は障害支援区分の認定（区分1～6）を受け、支給決定（サービス受給者証の発行）を行う必要があります。その際に不服が生じないよう、認定審査の際には、対象者の日頃の状態を把握している家族等から聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会では、支給決定のプロセスの透明化を図り、サービス支給を決定する過程における公正性・公平性の確保に努めます。

また、障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、山梨県障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができることの周知を図ります。

⑤ 情報提供の充実

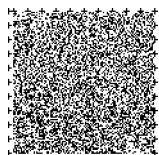
『障害者総合支援法』が施行されて間もないですが、その運用については随時見直しが進められているため、サービスの利用にあたっては、障がいのある人やその家族が正確な情報を迅速に入手することが重要になっています。

保健・福祉・医療の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な情報を容易に入手できるよう、広報紙や各種パンフレット、ホームページなど、様々な媒体を通じて、『障害者総合支援法』や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等についての適切な情報提供に努めます。

⑥ サービスの質の向上 及び 人材の育成

第三者によるサービス評価の実施の検討や評価結果の情報提供に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用しながらサービスの質的評価を行います。

また、支援を担う事業所には、『障害者総合支援法』の三障害（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び難病等の共通基盤でのサービス展開であることを踏まえ、幅広い知識と専門性を併せ持つ人材の確保が求められていることから、研修等の情報提供を行い、人材育成の支援に努めます。



⑦ サービス利用の支援と権利の保障

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える問題の解決や適切なサービス利用を支援するために、基幹相談支援センターや相談支援事業者等によるバックアップ体制の充実に努めます。

『障害者総合支援法』では、障がい福祉サービスは、自己決定に基づく選択や契約による利用が基本ですが、サービスを必要とする人の中には、自ら利用するサービスを選ぶことが困難な人がいます。財産管理や在宅サービスの利用等において、当人に不利な契約を結ぶことがないように、権利擁護のために必要な支援として、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知と適切な活用を促進します。また、障がいのある人が安心して福祉サービス等を利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決の体制・仕組みについても周知を図ります。

さらに、障がいのある人への虐待防止に向けた施策の推進、虐待防止研修の開催など、虐待防止の啓発を図ります。

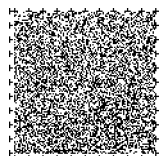
⑧ 障がい理解の啓発

『障害者基本法』の規定により策定している、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた中央市「障がい者計画」では、ノーマライゼーションの理念に基づく“支え合いの強化”を最初の重点目標に掲げています。平成28年4月の『障害者差別解消法』の施行 及び 『障害者雇用促進法』の改正に向け、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を強化していきます。

⑨ 発達障がいのある人の支援

発達障がいの早期発見、早期の発達支援の必要性を重要視し、保健・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、発達支援コーディネーターを中心に相談や訪問等を行っていきます。

また、幼児期から成人期までの一貫した総合的支援と関係機関相互の連携を深めるために、中央市発達障害者（児）支援連携協議会を支援体制の柱として位置づけ、発達障がい支援に取り組んでいきます。



2 関係機関等との連携

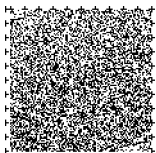
本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、市民や民間企業等の理解や協力と障がいのある人自身の積極的な参加が必要です。また、障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、地域自立支援協議会を中心とした関係機関・団体との連携が必要不可欠となります。

① 専門機関・障がい者団体・事業所・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった事業を実施する上で、専門機関との協力は必要不可欠です。また、障がい者団体、ボランティア・NPO団体、事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、なによりも多くの一般市民の協力も大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体等と相互に連携を図っていきます。

② 国・県との連携

国や県と連携して本計画を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備など、国や県レベルで対応する課題については、積極的に提言や要望を行っていきます。



3 計画の進捗状況の管理と評価

計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、庁内関係各課、関係機関・団体、障がいのある人等と連携をとりながら、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

障がいのある人やその家族のニーズに適応した事業を効率的・効果的に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、社会情勢や国の障がい者施策の動向、地域の状況や障がいのある人のニーズの変化に対応して施策を展開していく体制を構築することが大切です。

本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析 及び 評価を行い、必要に応じて計画を変更すること、その他必要な措置を講じることが必要となります。そのため、PDCA サイクルを導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績を把握するとともに、中央市障がい者施策推進協議会において意見の把握に努め、その結果を公表することとします。

